

## NEWSWAVE

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

発行  
株式会社常陽経営コンサルタンツ

〒973-8408

福島県いわき市内郷高坂町砂子田94 番地  
TEL0246-27-9110 FAX0246-27-9118**生命保険活用の決算対策の注意点  
役員対象は定期同額給与なら損金**

赤字傾向ではあるが利益対策はしておきたいという会社の中で近年、生命保険を活用した決算対策が浸透してきた。王道は養老保険のハーフタックスプラン。会社を契約者及び満期保険金受取人、役員及び従業員を被保険者、死亡保険金受取人を被保険者の遺族とした場合、会社が支払う保険料の2分の1を損金に算入できる。

満期の際は満期保険金額と資産計上額の差額が雑収入となるが、全額を退職金として支払うことで損金算入できる。ただし、支払保険料を福利厚生費で落とす場合は「普遍加入」が条件となるので注意が必要だ。役員だけを対象として保険に加入する場合、保険料の2分の1は給与扱いとなるが、「定期同額給与」とみなされ

れば損金に算入できる。定期同額給与は、「その支給時期が1ヵ月以下の一定の期間ごとである給与でその事業年度の各支給時期における支給額が同額であるもの等」とされている。

そこで、月払保険料は含まれても、年払いや一括払いについては「1ヵ月以下の一定の期間ごと」という表現にひきずられて含まれないと思いがちだ。しかし、月払保険料を基礎として算定されたもので、「経常的に負担するもの」であれば定期同額給与とみなされる。ただし、一時払いの保険料については、もともと一時払いを前提に設計されたもので「月払いの変形」というものではない。このため、国税庁では、保険料相当額をまとめて支給したものと考え、定期同額給与とは認めていない。

**「貯蓄から投資」へ加速するか！？  
少額投資非課税制度、愛称はNISA**

2014年1月に始まる少額投資非課税制度(日本版ISA)の愛称が「NISA(ニーサ)」に決まったことを受けて、証券会社各社や金融機関が一般投資家向けの金融商品の相談窓口の拡充や口座開設受付する体制に入った。ニーサは投資信託や上場株式等のための非課税制度だが、日興アセットのように「投資マル優」と併記するなど、かつての人気制度・マル優のイメージを前面に出す会社もある。各社のパンフレットでは購入の仕方など懇切・丁寧さが目立つ。

ニーサの特徴は、たとえば非課税になる金額の上限は、2014年から2023年(10年間)で、毎年100万円(最大500万円まで)。年間100万円の範囲内であれば一括でも複数回に分けて使用することもできる(2年目からは前年の上限が100

万円未満であった場合でもその部分に対し追加購入することはできない)など。

ニーサは「投資マル優」を謳い文句にするくらいだから投資元本の、き損リスクが低いなど、投資の初心者も呼び込むことで投資家の裾野を広げることを目的としている。さらに今、長期的収益の積上げを目指す金融商品を待望する経済環境の好機と判断したと専門家は分析する。

一方、MRI国際ナショナル事件などで投資信託への不安感が消えない。しかし世界的な金融緩和で、日本人〜とりわけ中高年が神話のように堅守してきた「投資より貯蓄」志向の殻は破られるか、来年以降、見ものである。